

一管区水路通報第 10 号

令和 6 年 3 月 15 日

第一管区海上保安本部

第 1 1 0 項	北海道南岸	白神岬	灯台灯質等一時変更
第 1 1 1 項	北海道南岸	白神岬	灯台光達距離等変更(予告)
第 1 1 2 項	北海道南岸	内浦湾	防波堤延長等
第 1 1 3 項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第 1 1 4 項	北海道東岸	根室港	養殖施設設置
第 1 1 5 項	北海道西岸	礼文島	魚礁設置
第 1 1 6 項	北海道西岸	羽幌港	養殖施設設置
第 1 1 7 項	北海道西岸	羽幌港西方	えい航訓練
第 1 1 8 項	北海道西岸	留萌港	養殖施設設置
第 1 1 9 項	北海道西岸ー石狩湾	本州北西岸ー佐渡島南方	水路測量
第 1 2 0 項	北海道西岸	小樽港	ドルフィン等設置
第 1 2 1 項	北海道西岸	小樽港	小型船舶操縦訓練
第 1 2 2 項	北海道西岸	松前港北北西方	照射灯高さ変更
第 1 2 3 項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練等
第 1 2 4 項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練等

○ 電子海図等の利用実態に関するアンケートご協力をお願いについて（最終ページ参照）

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則 として毎週 1 回又は随 時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

○ 「海氷情報センター」について

海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



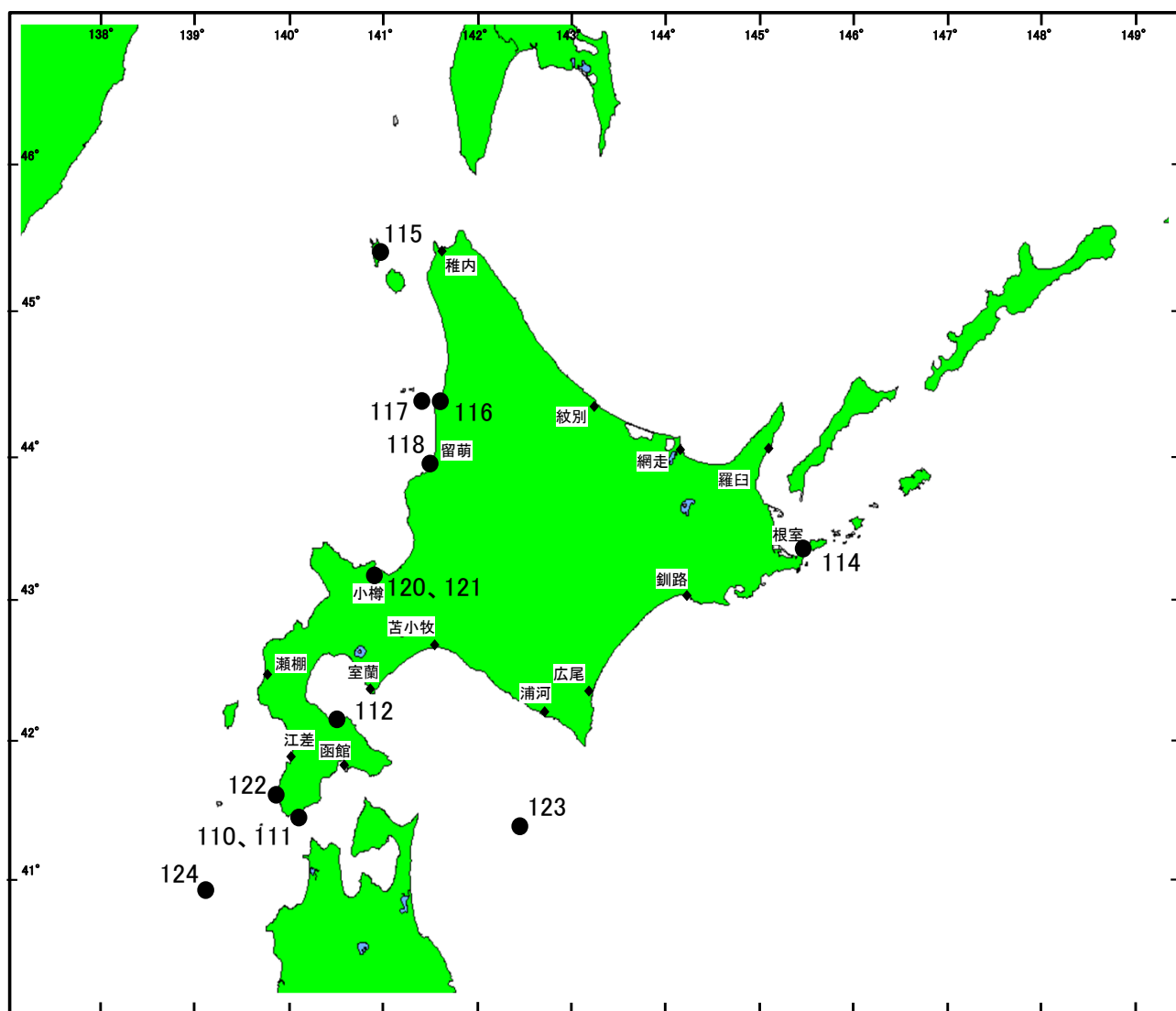
一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先

第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)

TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ113、119項については本項を参照ください。

6年110項 北海道南岸 — 白神岬 灯台灯質等一時変更
 下記灯台は、整備工事に伴い灯質及び光達距離等が一時変更される。

期 間	令和6年3月18日～25日
灯台名称	白神岬灯台
位 置	41-23-53N 140-11-50E
灯 質	(変更前) 単せん赤白互光 毎30秒に赤1せん光、白1せん光 (変更後) 単せん白光 毎15秒に1せん光
光達距離	(変更前) 白光17.0海里 赤光16.5海里 (変更後) 白光12海里
明 弧	(変更前) 255度から101度まで (変更後) 全度
海 図	W10-JP10-W11-JP11-W1159
参照書誌	411 0001番
出 所	第一管区海上保安本部



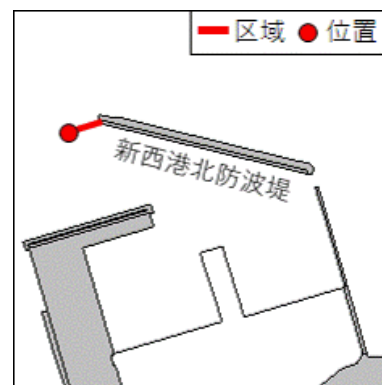
6年111項 北海道南岸 — 白神岬 灯台光達距離等変更(予告)
 一管区水路通報6年10号110項関連
 下記灯台は、光達距離及び高さが変更される。

変更予定日	令和6年3月25日
灯台名称	白神岬灯台
位 置	41-23-53N 140-11-50E
光達距離	(変更前) 白光17.0海里 赤光16.5海里 (変更後) 白光17.0海里 赤光17.0海里
高 さ	(変更前) 17.3m (変更後) 18.0m
海 図	W10-JP10-W11-JP11-W1159
参照書誌	411 0001番
出 所	第一管区海上保安本部



6年112項 北海道南岸 — 内浦湾、森港 防波堤延長等
 下記区域で、防波堤が延長し、簡易標識灯が移設された。

区 域	1 防波堤延長 下記2地点を結ぶ線上(幅6.0m) (1) 42-06-42.7N 140-34-58.4E (2) 42-06-43.0N 140-35-00.0E (既設防波堤西端)
	2 簡易標識灯移設 (黄色灯) (移設前) 42-06-43.0N 140-35-00.3E (移設後) 42-06-42.7N 140-34-58.6E
海 図	W17 (分図「森港」)
出 所	第一管区海上保安本部



6年113項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

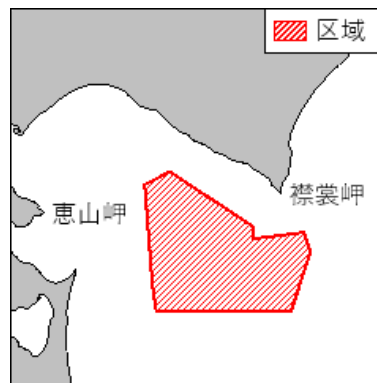
期 間 令和6年4月1日～30日（日曜日及び祝日を除く）0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W 4 3

出 所 防衛省防衛政策局



6年114項 北海道東岸 — 根室港 養殖施設設置

一管区水路通報5年17号167項削除

下記区域で、ウニ養殖施設が設置されている。

期 間 令和7年3月31日まで

区 域 1 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 43-20-39.0N 145-33-58.1E
- (2) 43-20-45.4N 145-33-48.0E
- (3) 43-20-47.9N 145-33-51.0E
- (4) 43-20-41.5N 145-34-00.6E

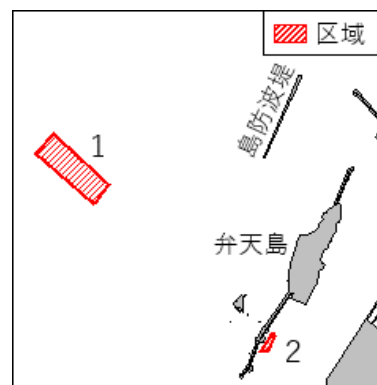
区 域 2 下記4地点により囲まれる区域

- (5) 43-20-22.6N 145-34-29.6E
- (6) 43-20-20.6N 145-34-28.3E
- (7) 43-20-20.6N 145-34-27.1E
- (8) 43-20-22.6N 145-34-28.9E

備 考 区域を黄色灯付浮標で標示

海 図 W 2 4 (根室港)

出 所 根室港長



6年115項 北海道西岸 — 礼文島、上泊埼南方 魚礁設置

下記区域に、魚礁が設置されている。

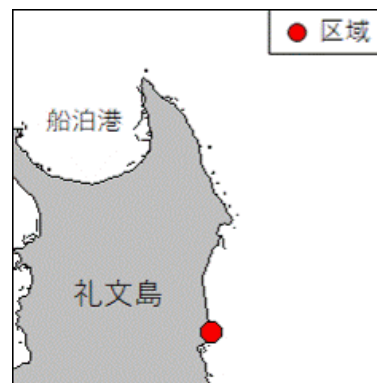
区 域 下記地点付近

45-23-35N 141-03-35E

備 考 角型魚礁（高さ約2.2m、48基）及び石材（大割石）を設置

海 図 W 1 0 4 3

出 所 第一管区海上保安本部



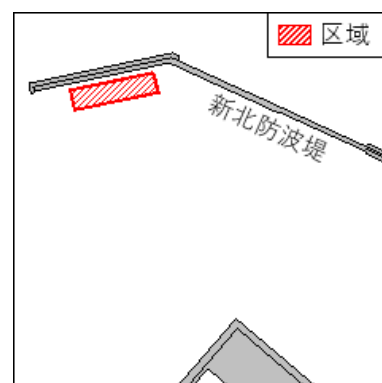
6年116項 北海道西岸 — 羽幌港 養殖施設設置
 一管区水路通報5年11号100項削除

下記区域に、昆布養殖施設が設置されている。

期 間 令和6年11月30日まで

区 域 下記4地点により囲まれる区域
 (1) 44-22-41.5N 141-41-58.5E
 (2) 44-22-40.6N 141-41-58.8E
 (3) 44-22-39.8N 141-41-53.5E
 (4) 44-22-40.7N 141-41-53.2E

備 考 上記(2)、(3)地点を赤旗及び灯付浮標で標示
 海 図 W40A(羽幌港)
 出 所 留萌海上保安部

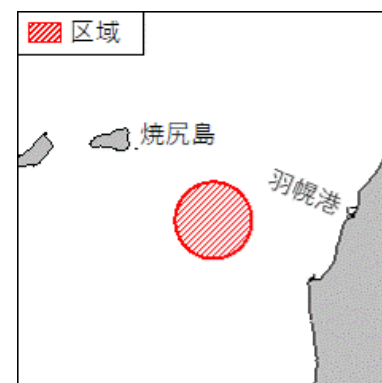


6年117項 北海道西岸 — 羽幌港西方 えい航訓練
 下記区域で、巡視船等によるえい航訓練が実施される。

期 間 令和6年3月25日(予備日 26日～28日) 1430～1620

区 域 44-22.0N 141-31.9E
 を中心とする半径2海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚
 海 図 W1045
 出 所 留萌海上保安部



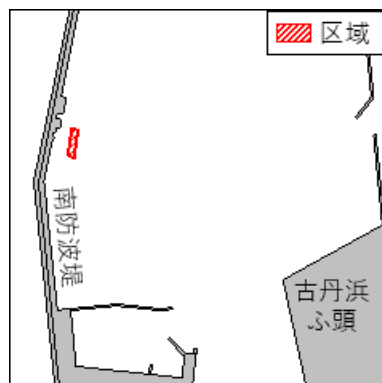
6年118項 北海道西岸 — 留萌港、第3区 養殖施設設置
 一管区水路通報5年11号101項削除

下記区域で、海藻養殖施設が設置されている。

期 間 令和7年3月31日まで

区 域 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 43-57-22.5N 141-37-55.6E
 (2) 43-57-20.6N 141-37-55.2E
 (3) 43-57-20.7N 141-37-54.6E
 (4) 43-57-22.6N 141-37-55.0E

備 考 設置区域は灯付浮標で標示
 海 図 W1046
 出 所 留萌港長



6年119項 北海道西岸—石狩湾 ～ 本州北西岸—佐渡島南方 水路測量
 図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

期 間 令和6年4月1日～10月31日(予備日を含む)

備 考 測量中、白紅白のえん尾旗掲揚
 停船して観測機器を垂下する

海 図 W11-JP11-W28-JP28-W144
 W1180-JP1180

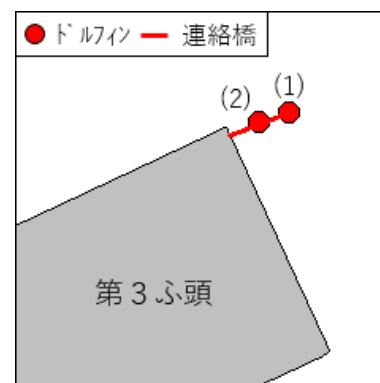
出 所 海上保安庁海洋情報部



6年120項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 ドルフィン等設置
 一管区水路通報5年45号677項削除

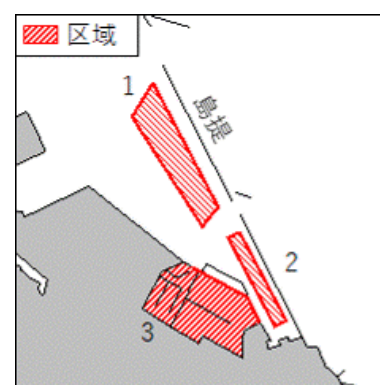
下記位置に、ドルフィン、連絡橋及び簡易標識灯が設置された。

位 置	1 下記2地点（ドルフィン）
	(1) 43-12-12.0N 141-00-28.2E
	(2) 43-12-11.8N 141-00-27.5E
	2 下記2地点を結ぶ線上（連絡橋）
	(3) 上記(1)地点
	(4) 43-12-11.6N 141-00-26.8E（岸線上）
	3 下記地点（簡易標識灯）
	(5) 上記(1)地点（緑灯、毎4秒に1せん光）
備 考	簡易標識灯は3月15日に点灯予定
海 図	W5-JP5
出 所	小樽港長



6年121項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 小型船舶操縦訓練
 下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 日出～日没
区 域	1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
	(1) 43-11-49.2N 141-01-25.4E
	(2) 43-11-25.1N 141-01-42.8E
	(3) 43-11-21.4N 141-01-38.6E
	(4) 43-11-42.6N 141-01-19.8E
	2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
	(5) 43-11-20.3N 141-01-48.5E
	(6) 43-11-03.1N 141-02-01.0E
	(7) 43-11-02.0N 141-01-58.0E
	(8) 43-11-19.1N 141-01-45.5E
	3 図に示す区域(マリーナ及び旧貯木場)
備 考	訓練実施中、区域内に浮標設置
海 図	W5-JP5
出 所	小樽港長



6年122項 北海道西岸 — 松前港北北西方 照射灯高さ変更
 一管区水路通報6年7号87項削除

原口大岩照射灯は、下記のとおり高さが変更された。

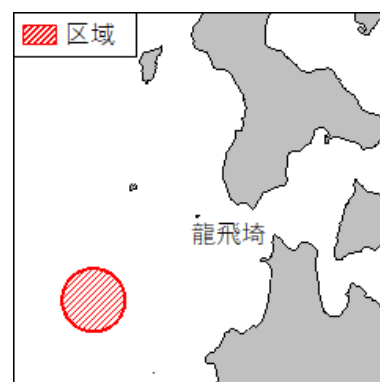
位 置	41-36-04N 139-58-59E
高 さ	(変更前) 6.3メートル
	(変更後) 7.1メートル
海 図	W10-JP10-W11-JP11
参照書誌	411 0633番
出 所	第一管区海上保安本部



6 年 1 2 3 項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練等
 下記区域で、航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。
 期 間 令和 6 年 4 月 2 日 （予備日 3 日～5 日） 0900～1700
 区 域 41-20-10N 142-29-47E
 を中心とする半径 15 海里の円内
 海 図 W 4 3
 出 所 防衛省海上幕僚監部



6 年 1 2 4 項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練等
 下記区域で、航空機による水上射撃及びフレア発射訓練が実施される。
 期 間 令和 6 年 4 月 2 日 （予備日 3 日～5 日） 0900～1700
 区 域 40-55-09N 139-04-48E
 を中心とする半径 10 海里の円内
 海 図 W 4 3
 出 所 防衛省海上幕僚監部



電子海図等の利用実態に関する アンケートご協力をお願い

現在、世界の船舶では海のDX（デジタル・トランスフォーメーション）が進む中、海上保安庁においても次世代の電子海図の刊行準備などを進めています。

準備の一環として、皆様の電子海図や紙海図、アプリケーション等の利用状況を把握するため、電子海図等の利用実態オンライン調査を実施いたします。

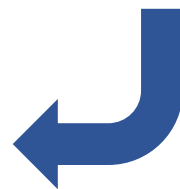
つきましては、以下のQRコードよりアンケートにアクセスいただき、調査のご協力をお願いします。所要時間は5分程度です。

アンケート実施期間：2024年2月20日～3月31日



©JCGF

ご協力よろしくお願いします！
アンケートはこちらから



URL: <https://forms.office.com/r/nb1UKzxeZC>

※アンケートの回答は、特定の個人が識別できる情報として公表されることはありません。

<問い合わせ先>

海上保安庁海洋情報部情報利用推進課
第一管区海上保安本部海洋情報部監理課

電話番号：03-3595-3614
電話番号：0134-27-6168
(内線：2510)